



広労基発1012第1号
令和2年10月12日

関係事業者団体の長 各位

広島労働局労働基準部長



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から労働基準行政の推進、とりわけ労働災害の防止、労働者の健康の保持増進については一方ならぬ御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます、

さて、建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成17年に施行された石綿障害予防規則（以下「石綿則」）等に基づき、その措置の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後増加することが予想されており、現在の技術的知見も踏まえたさらなる石綿ばく露防止対策等の推進が求められているところでもあります。

こうした状況の中、令和2年7月に石綿ばく露防止対策強化等を盛り込んだ改正石綿則及び関連告示が公布、告示され、令和2年10月1日以降令和5年10月1日までの間、順次施行されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対して、同封のパンフレット「建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム、修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます」により、改正内容等の周知、新たな措置の徹底に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記パンフレットは、広島労働局のホームページから入手いただけますのでご活用ください。

広島労働局 改正石綿則 パンフレット

検索



【お問い合わせ】

広島労働局 健康安全課

☎ 82 (221) 9243